

## 鳥取県大学等進学資金助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県大学等進学資金助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学（大学院及び通信教育を除く。外国の学校のうち、日本の大学に相当するものを含む。）、専修学校（高等課程を除く。）及び各種学校（修業年限が1年以上のものに限る。）をいう。
- (2) 県内予備校 鳥取県内に所在する大学等への進学を目的とした予備校（修業年限が6月以上のものに限る。高等学校専攻科を除く。）をいう。
- (3) 進学資金借入金 本助成金の申請年度（入学時期が6月以降の外国の大学等にあつては、申請年度の前年度）に大学等又は県内予備校へ進学する者のために、金融機関から借り入れる受験費用、入学費用、授業料等の進学資金をいう。
- (4) 就職断念による進学 高等学校卒業後に就職を希望していた者が、求人不足等の理由で就職を断念し、大学等へ進学した場合をいう。

### (交付目的)

第3条 本助成金は、進学資金借入金に係る利子の一部を助成することにより、大学等又は県内予備校進学時の費用負担の軽減及び進学意識・意欲の高揚を図るとともに、就職を断念し大学等への進学を選択した者を支援することを目的として交付する。

### (助成金の交付)

- 第4条 県は前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる区分により進学資金借入金を借り入れている者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。
- 2 本助成金の額は、進学資金借入金の借入額、償還期間及び借入利率と別表の第2欄に掲げる算定基準をそれぞれ比較し、いずれか低い方により計算して得た額以下とする。
  - 3 本助成金は、交付決定後に一括して交付するものとする。

### (交付申請及び実績報告の時期等)

- 第5条 本助成金の交付申請は、原則として毎年度6月10日までに行わなければならない。なお、当該申請を規則第17条第1項による実績報告とみなす。
- 2 規則第5条の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、当該書類を同条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。
    - (1) 進学資金借入金に係る金銭消費貸借契約の契約書の写し又は当該契約書の内容を証明する書類
    - (2) 大学等又は県内予備校の在学証明書

(3) 市町村が発行する所得・課税証明書（世帯全員分）

(4) 第2条第4号に該当する場合は、出身の高等学校長が当該事項を証明する書類

(交付決定及び交付額の確定の時期等)

第6条 本助成金の交付決定及び交付額の確定は、第5条に定める交付申請の締切日から起算して30日以内に行わなければならない。

2 本助成金の交付決定及び交付額確定通知は、様式第1号によるものとする。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月24日から施行し、平成15年度分から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年1月16日から施行し、平成21年度分から適用する。

## 別 表

1 区 分	2 算定基準 (限度)		
	借入額	償還期間	借入利率
(1) 就職断念による進学	120万円	10年	株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける教育貸付金の貸付利率（申請年度の4月1日現在）又は2パーセントのいずれか低い利率
(2) (1) 以外の進学			
・大学			
・専修学校専門課程（修業年限2年以上）	50万円		
・専修学校専門課程（修業年限2年未満）			
・専修学校一般課程（修業年限2年以上）	120万円		
・各種学校（修業年限2年以上）			
・専修学校一般課程（修業年限2年未満）			
・各種学校（修業年限2年未満）	60万円		
・県内予備校（修業年限6年以上）	50万円		

年 月 日

様

鳥取県知事

印

年度鳥取県大学等進学資金助成金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県大学等進学資金助成金（以下「本助成金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本助成金の対象事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

本助成金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 本助成金の額の確定

本助成金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本助成金の收受、使用等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。